

## 企画競争実施の公示

平成30年9月5日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1 業務概要

(1) 業務名 気象ビッグデータの流通・利活用環境の充実に向けた実態把握のための基礎調査

### (2) 業務内容

現在、気象庁では、自らの観測のみならず、国土交通省や自治体などが設置した雨量計や積雪計、他機関の気象レーダー等様々な関係機関による観測データを気象業務に活用し、実況監視の強化及び予報精度の向上を図っている。一方で、大雨等による大規模な災害の発生をうけて、気象情報の高度化への要望は高まっており、特に、IoTの推進により、多くの国民がより能動的に気象観測データにアクセスし、利活用できるようになってきている。気圧計を搭載したスマートフォン等、様々な主体による気象観測データが社会の様々な場面に流通・浸透する中で、こうしたデータを国民が安心して利活用していくことができるよう、その品質に影響を与える観測手法や観測環境等に関する情報がデータと共に流通するといった「データ品質の見える化」も重要な課題となっており、既存の制度の見直しや新たな環境の整備を図りつつ、こうしたデータの適切な流通の促進を図る必要がある。

本調査では、これまで当庁が活用してきた関係機関のデータに加え、民間の気象事業者をはじめとする様々な主体による気象観測データ、スマートフォン等機器に搭載された気象センサーのデータを含め、利用可能な気象データを体系的かつ網羅的に調査することで、高まる気象情報へのニーズに応える方法を提案するとともに、官民の枠を超えて気象データを用いた技術革新及び生産性向上を推進することを目的とする。

このため、本業務では、「海外の先進的な事例」、「気圧計を搭載したスマートフォン等、気象観測に活用可能なセンサー搭載機器等国内における気象観測の現状把握」、「関連団体及び民間事業者等へのヒアリング調査」、「固定カメラの活用可能性調査」等を通じ、利用可能な気象観測データの情報を体系的かつ網羅的に調査し、これら機器やセンサー及び得られた気象観測データの流通・利活用について優先順位をつけ、国として重点的に取り組むべき事項を提案するものである。

(3) 履行期限 平成31年3月20日(水)

### 2 企画競争参加資格要件

- ( 1 ) 予算決算及び会計令 ( 昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号 ) 第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ( 2 ) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 ( 全省庁統一資格 ) 「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ( 3 ) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ( 4 ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 手続等

#### ( 1 ) 担当部局

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4  
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 岩田 裕樹  
電話 03-3212-8341 ( 内線 2577 ) F A X 03-3211-7626

#### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 3 0 年 9 月 5 日 ( 水 ) から平成 3 0 年 9 月 2 5 日 ( 火 ) まで ( 1 ) に同じ  
電子データで交付する ( C D - R 要持参 )

#### ( 3 ) 企画提案書等の提出期限、提出部数、場所及び方法

平成 3 0 年 9 月 2 5 日 ( 火 ) 1 7 時まで 企画提案書等 7 部  
〒100-8122 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4  
気象庁観測部計画課 平原 淳、楨山 恵子  
電話 03-3212-8341 ( 内線 4229、4236 )  
持参、郵送 ( 書留郵便に限る。 ) に限る。

#### ( 4 ) 説明会の日時及び場所等

実施しない

#### ( 5 ) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施  
平成 3 0 年 9 月 2 6 日 ( 水 ) ~ 2 7 日 ( 木 ) いずれかの指定する時間

### 4 その他

- ( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 2 ) 関連情報を入手するための照会窓口 3 ( 1 ) に同じ。
- ( 3 ) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ( 4 ) 実施部局に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- ( 5 ) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- ( 6 ) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- ( 7 ) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、適切な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、気象庁との契約関係を生じるものではない。
- ( 8 ) その他の詳細は、企画提案説明書による。